

## 第27回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会 会議録

日 時 平成19年8月28日(火)午後5時00分～午後7時40分

場 所 生駒市役所 401・402会議室

出席者(敬称略)

委 員 下村敏博、風間規男、井上正二、奥森茂、南条晴世、春見祥司  
眞杉委員、山田委員欠席

実施機関・事務局 企画財政部長 安井幹雄、文書課長 奥山良海、情報公  
開室長 堀本慎一、同室主査 眞銅美雪

今回は情報公開条例改正に伴う審議のため、実施機関と事務局が同じ  
である。

- 配付資料
- 1 レジユメ
  - 2 不開示事項等についての検討項目
  - 3 不開示事項の整理・統合(案)

### 議 題 1 諮問情第1号 生駒市情報公開条例の改正について

- (1) 不開示事項等について
  - ア 不開示事項の整理
  - イ 文書不存在の取扱い
- (2) 公益上の理由による裁量的開示について
- (3) 存否応答拒否について

### 2 その他

### 審議事項

#### 1 諮問情第1号 生駒市情報公開条例の改正について

(1) 不開示事項等について

ア 不開示事項の整理

**〔結論〕**

不開示事項の枠組みについては、現行条例で規定する7項目のうち、「国等との協力、信頼関係を損なう情報」(以下「国等協力関係情報」という。)を削除し、本号に含まれていた法定受託事務等に関して、実施機関が法律上従う義務を有する国の行政機関からの指示により公にすることができない情報については、「法令等の規定により不開示とされている情報」(以下「法令秘情報」という。)に含め、6項目とすることが適当である。

個人情報については、現行の個人識別型の規定を維持し、「特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を新たに加えることが適当である。

法人情報については、継続審議とする。

**〔審議経過〕**

(1) 所管課説明

担当課である情報公開室から以下の説明を行った。

不開示事項については、原則公開という情報公開制度の例外事項を規定することになるため、必要最小限度にとどめ、できる限り明確に規定することとし、情報公開法の趣旨に添った改正をしたいと考えている。

**【不開示事項の枠組みについて】**

情報公開法では、不開示事項を第1号から第6号までの6項目に類型化しているが、現行の条例では7項目である。

情報公開法にあり、現行条例にない不開示事項は、「国の安全等に関する情報」であり、逆に現行条例にあり、情報公開法にない不開示事項は、「法令秘情報」と「国等協力関係情報」である。

情報公開室としては、「国等協力関係情報」の規定は、表現があいまいで、恣意的に判断されるおそれがあること、また、昨今の地方分権推進の流れから、あえて本号のような規定を設けて対応するのではなく、他の不開示事項での判断が可能と考えられるので、削除することが適当と考える。また、本号に含まれていた法定受託事務等に関して実施機関が法律上従う義務を有する国の行政機関からの指示により公にすることができない情報については、条例で開示することは、法制度上、又は条例の性質上できないため、「法令秘情報」に加えて、6項目とすることが適当と考える。

#### 【個人情報について】

個人情報の定義については、現行条例では、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」という個人識別型を採用しており、情報公開法や大半の地方自治体の情報公開条例においても同様であるが、運用によっては、保護に値しないような個人情報まで不開示とされてしまうおそれがあることから、個人情報の定義を「一般に他人に知られたくないと認められるもの」と規定するプライバシー型を採用する地方自治体もある。

情報公開室としては、プライバシーの概念が法的にも、社会通念上も必ずしも明確でなく、個人によって感じ方も異なることから、個人の権利利益を最大限保護するため、個人が識別可能な情報は一律に不開示とした上で、公務員情報等の例外規定を設ける現行の個人識別型の規定を継続することが適当と考える。

情報公開法では「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれのあるもの」という規定がある。

例えば、作文や反省文など個人の思想、信条等の個人の人格と密接

に関係している情報については、本人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、氏名等の個人が識別できる部分を隠したとしても、本人の同意なしに第三者に開示することは、個人の権利利益を侵害するおそれがあること、また、未発表の著作物や研究論文などを開示すれば、財産権等の個人の権利利益を害するおそれがあるため、この規定を新たに加えることが適当と考える。

個人識別情報の中で、例外的に開示する情報について、現行条例ではア～エの4項目を規定している。その中で、公益上の理由の開示については「法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示をすることが公益上必要であると認められるもの」と規定しているが、情報公開法の趣旨を踏まえ、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を開示するという規定に変更することが適当と考える。

#### 【法人等の情報について】

法人等に関する不開示事項については、情報公開法、現行条例とも開示することにより、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報について不開示とする旨を規定している。

情報公開法では、いわゆる任意提供情報(行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの)について、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものについては、開示しない旨を規定しているが、この規定を加えることにより不開示の範囲が広がるおそれがあり、また、この規定がなくても、他の不開示事項での対応が可能であると考えられることから、加えないことが適当と考える。

#### 〔質疑〕

【不開示事項の枠組みについて】

Q 国等協力関係情報を削除した場合、問題は出てこないのか。例えば、情報公開事務の手引の39ページに「協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるもの」として(1)から(6)まで6項目の例示があるが、それぞれの項目について他のどの不開示事項で対応するのか。

A (6)の機関委任事務に関する情報については、地方自治法の改正により、現在は法定受託事務という名称になっており、先程説明したように、「法令秘情報」に含め対応する。(1)～(5)については、「意思形成に支障が生ずる情報」や「事務の円滑な執行に支障が生ずる情報」で対応が可能であると考えられる。

また、条例改正を行った自治体で、この項目を残している自治体はほとんどなく、ごく少数である。これは、国等との協力、信頼関係を著しく損なうという表現があいまいで、恣意的な運用のおそれがあり、他の不開示事項で対応が可能ということが主な理由である。また、「国等との協力、信頼関係」という表現が地方分権推進の流れにふさわしくないということもあると思われる。

Q 国が法令等の規定により地方自治体から収集した情報について、開示請求があれば、国は開示するのか。

A 情報公開法の開示事項に該当しなければ、開示することになる。その際に、地方自治体に対して意見を訊くことはない。

【個人情報について】

Q 特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとは、どういう情報なのか。

A 現行条例にはこのような規定はないが、例を挙げると、作文や反省文やカルテなどはそれ自体に氏名等の記載がなく、個人が識別できなかったとしても、個人の思想や心身等の状況を表す情報であり、個人の人格

と密接に関係している情報であるので、本人の同意なしに開示することは、自己情報コントロール権を保護する市の立場としても適当ではないと思われる。

また、未公表の著作物や未発表の研究論文等を開示した場合、財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると考えられる。

#### 【法人等の情報について】

Q 情報公開法の法人等の正当な利益を害する情報の規定は、複雑で非常にわかりにくい。実務上、運用が非常にむずかしいように思うが。

A 任意提供情報についての運用がむずかしいのではと考える。当該情報について公にしないという条件が、情報の性質や当時の状況等に照らして合理的であるかどうかの判断が必要になる。単に、法人等からの申し入れだけでは認められない。また、任意提供情報に該当したとしても、公益上の理由があれば行政機関の長の裁量で開示することもある。

#### 〔審議〕

次のような意見があった。

#### 【不開示事項の枠組みについて】

地方分権推進の流れというよりも、あいまいな表現のため、恣意的に運用されやすい点があり、また、他の不開示事項で対応が可能であれば、あいまいな規定は削除するのが望ましい。

不開示事項の整理に当たって、なるべくあいまい表現を避け、できる限り明確に規定するという基本的な考えであるなら、この条項について削除してもよいのでは。

この条項がないと、対応できないものがあるならば、残すべきである。

#### 【個人情報について】

個人情報については、いったん開示してしまうと権利の回復は非常に困難なため、慎重に判断すべきであり、プライバシーかどうかを実施機

関で判断するのはむずかしいのでは。

#### 【法人等情報について】

情報公開法の法人等の情報の規定は、住民から見ると非常にわかりにくい。なるべくわかりやすい規定にするのが望ましい。

法人情報の審議の途中で、終了予定時間を過ぎたため、継続審議となった。また、委員から、情報公開室の案を答申素案のような形であらかじめ示してもらった方が、論点が明確になり活発な議論ができるという意見があったため、次回から追加資料として、配付することになった。

## 2 その他

日程の確認について

次回の審議会は、9月18日（火）午後6時からとする。

会議録について

会議録については、「案」が出来次第、各委員に送付するので確認していただきたい。